

# 産業廃棄物処理委託契約書

収入  
印紙

[処分用]

排出事業者 : \_\_\_\_\_ : (以下「甲」という。)と、  
処分業者 : \_\_\_\_\_ : (以下「乙」という。)は、  
別表1に定める甲の各事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

## 第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## 第2条 (委託内容)

### 1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

### ◎処分に関する事業範囲

[産業廃棄物]	[特別管理産業廃棄物]
許可都道府県・政令市 : _____	許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____	許可の有効期限 : _____
事業区分 : _____	事業区分 : _____
産業廃棄物の種類 : _____	産業廃棄物の種類 : _____
許可の条件 : _____	許可の条件 : _____
許可番号 : 第_____号	許可番号 : 第_____号

### 2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類 :	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器・コンクリートくず
数量 :	〇m <sup>3</sup>	〇m <sup>3</sup>	〇m <sup>3</sup>
単価 :	〇〇,000円	〇〇,000円	〇〇,000円

### 3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称 : 株式会社 ○○○○  
所在地 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
:  
:  
処分の方法 : 破碎  
施設の処理能力 : 許可証のとおり

4. (最終処分場所、方法および処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****
最終処分先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****
最終処分先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****

5. (最終処分の方法)

甲から、乙に委託された産業廃棄物は、第3項記載の処分により、再資源化(再商品化)し、次の業者に納入する。

納入先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****
納入先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****
納入先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****
納入先番号	事業所の名称 : *****
*****	所在地 : *****
	処分の方法 : *****
	施設の処理能力 : *****
	許可番号 : *****

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名(法人にあたっては、名称及び代表者の氏名)

: ○○○○○○株式会社 代表取締役 ○ ○○

住所 : ○○○○○○○○○○○○

<排出事業場に関わるもの>

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市 : \*\*\*\*\* 許可都道府県・政令市 : \*\*\*\*\*

許可の有効期限 : \*\*\*\*\* 許可の有効期限 : \*\*\*\*\*

事業範囲 : \*\*\*\*\* 事業範囲 : \*\*\*\*\*

許可の条件 : \*\*\*\*\* 許可の条件 : \*\*\*\*\*

許可番号 : \*\*\*\*\* 許可番号 : \*\*\*\*\*

<処分事業場に関わるもの>

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市 : \*\*\*\*\* 許可都道府県・政令市 : \*\*\*\*\*

許可の有効期限 : \*\*\*\*\* 許可の有効期限 : \*\*\*\*\*

事業範囲 : \*\*\*\*\* 事業範囲 : \*\*\*\*\*

許可の条件 : \*\*\*\*\* 許可の条件 : \*\*\*\*\*

許可番号 : \*\*\*\*\* 許可番号 : \*\*\*\*\*

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

(ア) 産業廃棄物の発生工程

(イ) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(ウ) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(エ) 混合等により生ずる支障

(オ) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には含有マーク表示に関する事項

(カ) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。)が含まれる場合はその事項

(キ) その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、当該廃棄物の引き渡し前に、別表2に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号から11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当する恐れがあるときは、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : ○○○  
提示する時期又は回数 : ○○○

#### 第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙または第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

#### 第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分報告書で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

#### 第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途覚書の通りとする。

#### 第10条（内容の変更）

甲または乙は、必要がある場合は業務委託の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

#### 第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者にもらしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方に文書による承諾を得なければならない。

#### 第12条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2. ただし、甲または乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

(イ) 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(ロ) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(ハ) 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

#### 第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし期間満了の1カ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本契約書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年 月 日

甲

乙





廃棄物データシート (WDS) (データシート番号: 001)

※1 本データシートは廃棄物の質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、環境省作成「廃棄物情報の提供に係るガイドライン」を参照して下さい。(記入者/記入日) /

1	提供年月日	平成 年 月 日 提供			
2	廃棄物名称			管理番号	
3	排出事業者 (窓口)	名称		TEL	FAX
		住所		部課名	担当者
4	廃棄物種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 金属くず <input checked="" type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
5	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 ( ) <input type="checkbox"/> 車両 ( 4t7-10t車 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
6	数量	スポット	( ) kg・t・ $\mu$ g・ $\text{m}^3$ ・本・缶・袋・個・車・式		
		継続	( ) kg・t・ $\mu$ g・ $\text{m}^3$ ・本・缶・袋・個・車・式 / 年・月・週・日		
7	廃棄物の安定性・反応性	1) 有害特性 (有・ $\text{O}$ ・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性		
		2) 品質安定性経時変化 (有・ $\text{O}$ )	有る場合は具体的に記入		
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ( 固型 )    沸点 ( - )    発火点 ( - )    比重 ( - ) 色 ( - )    融点 ( - )    pH ( - )    水分 ( - ) 臭い ( なし )    引火点 ( - )    粘度 ( - )    発熱量 ( - ) その他 ( )			
9	廃棄物の組成・成分情報 ( $\text{O}$ ×又は数値記入) <input type="checkbox"/> $\text{O}$ × (有無) <input type="checkbox"/> 分析値 <input type="checkbox"/> 溶出量 <input type="checkbox"/> 含有量 <input type="checkbox"/> 推計値 <input type="checkbox"/> 不明 単位: ( ) ※測定している場合は分析表添付 <input type="checkbox"/> 分析表添付	金属Li ( × )    金属Na ( × )    金属Al ( × ) 金属Mg ( × )    金属Cu ( × )    金属Ni ( × ) 有機水銀化合物 ( × )    トリクロロエチレン ( × )    1,3-ジクロロベンゼン ( × ) 水銀又はその化合物 ( × )    テトラクロロエチレン ( × )    チウラム ( × ) カドミウム又はその化合物 ( × )    ジクロロメタン ( × )    シマジン ( × ) 鉛又はその化合物 ( × )    四塩化炭素 ( × )    チオベンカルブ ( × ) 有機リン化合物 ( × )    1,2-ジクロロエタン ( × )    ベンゼン ( × ) 六価クロム化合物 ( × )    1,1-ジクロロエチレン ( × )    セレン又はその化合物 ( × ) 砒素又はその化合物 ( × )    シス-1,2-ジクロロエチレン ( × )    ダイオキシン類 ( × ) シアン化合物 ( × )    1,1,1-トリクロロエタン ( × )    石綿 ( × ) PCB ( × )    1,1,2-トリクロロエタン ( × )    その他 ( × )			
		1) 安全対策 保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 (ガスマスク種類: )、吸収缶種類: ) <input checked="" type="checkbox"/> 手袋着用 ( ) <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
10	取り扱う際の注意事項	① 応急措置	<input type="checkbox"/> 吸入時 ( ) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 ( ) <input type="checkbox"/> 目に入った場合 ( ) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 ( )		
		2) 異常処置 ② 漏洩対策	除去方法 ( ) 除去作業に関する注意 ( )		
		③ 火災時の措置	速やかに火災現場より本廃棄物を撤去		



11	<b>特別注意事項</b> (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	<b>特別注意事項 (有・無)</b> 有る場合は具体的に記入
12	<b>JIS C0950 に規定する有害物質情報の表示に関する情報</b>  ※参考 含有マーク  グリーンマーク 	<b>① 該当品目の有無 (有・無)</b> 有る場合は該当する製品 <input type="checkbox"/> 廃パーソナルコンピュータ <input type="checkbox"/> 廃ユニット形エアコンディショナー <input type="checkbox"/> 廃テレビジョン受信機 <input type="checkbox"/> 廃電子レンジ <input type="checkbox"/> 廃衣類乾燥機 <input type="checkbox"/> 廃電気冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 廃電気洗濯機  <b>② (①で有の場合) 製造又は輸入時期</b> ア 平成18年7月1日以降 ・ イ 平成18年6月30日以前  <b>③ (②でアの場合) 含有マーク等の有無 (有 [含有マーク・グリーンマーク] ・ 無)</b>  <b>④ (③で有の場合) 製品中添付位置 ( )</b> 情報掲載 Web サイト ( ) 含有物質 <input type="checkbox"/> Pb <input type="checkbox"/> Hg <input type="checkbox"/> Cd <input type="checkbox"/> Cr <sup>6+</sup> <input type="checkbox"/> PBB <input type="checkbox"/> PBDE

13. その他の情報

① サンプルの提供の有無 (有 無)

② 産業廃棄物の発生工程など (有 無)

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容